

日銀シス第133号
2025年12月18日

日銀ネット利用先
日銀ネット利用金融機関等 御中

日本銀行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（共通事務）」の
一部改正に関する件

規程整備の観点等から、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、2025年1
月25日から実施することとしましたので、通知します。

以上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（共通事務）」中一部改正

○ 第1編V. 3. (2) を横線のとおり改める。

(2) 入力延長の依頼^(注1)

利用先は、やむを得ない事由により入力時間帯において電文の送信を終了する見込みがなく、かつその日のうちに当該電文の送信を行う必要がある場合には、事前に電話により下表左欄の当該電文が属する利用業務等に応じて、同右欄の日本銀行本支店に対して入力延長の依頼を行ってください。この場合、日本銀行は入力延長の事由等を聴取確認のうえ、入力延長の可否につき回答します。

なお、入力延長の依頼については、延長の必要性を認識した後直ちに行うようにしてください。日本銀行は、入力延長依頼の受付を、原則として電文の送信を締切る時刻の30分前^(注2)に締ります（詳細は各利用業務の利用細則を参照してください。）。

(注1) 外国為替円決済制度関係事務にかかる入力延長の依頼および入力延長依頼の受付については、(2) の定めにかかわらず、利用細則（外国為替円決済制度関係事務）に定めるところによります。

(注2) 国債資金同時受渡（香港）関係事務については、60分前となります。

[入力延長：利用細則（当座勘定取引）第1編I. 2. 参照]

∫
略（不变）

[同：利用細則（担保関係事務）第1編I. 8. 参照]

[同：利用細則（外国為替円決済制度関係事務）第1編I. 2. 参照]

[同：利用細則（国債振替決済関係事務）第1編I. 7. 参照]

∫
略（不变）

∫

〔同：利用細則（金利スワップ担保国債管理関係事務）第1編3. 参照〕

以下略（不变）